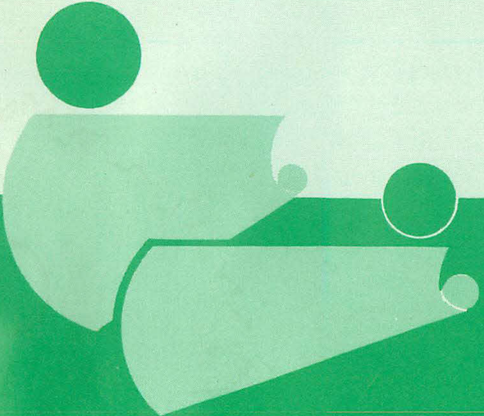
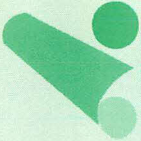
スズキ

整備手帳
取扱説明書





常時携帯

● 保証書 ● 定期点検表 ● 定期点検整備記録簿 ● 定期点検実施記録簿

1 ごあいさつ

数あるオートバイの中からスズキを選んで頂きありがとうございました。

お求め頂いたスズキオートバイをいつまでも快調にご使用頂くためには正しい取扱いと日頃の保守点検が大切です。

この小冊子にはオートバイの一般的な取扱いや、保守点検に関する事項を記載しましたのでご一読頂き、いつまでもスズキオートバイをよき友として快調にご使用くださいますよう御願い申し上げます。

尚、この本はオートバイの全般的な事に渡って記載したため差し絵・文章等がお求め頂いた現車と一致しない部分がありますのでご了承頂くとともに、詳細は別添の「仕様説明書」をご参照下さい。

★他機種と共通使用の為本書の記載事項と現車との間に差異が生ずることがありますのでご了承下さい。

★運転免許証、届出済証、保険証書、整備手帳は常に携行しましょう。



◆ヘルメットをかぶりましょう。

◆法定速度を守りましょう。

◆マフラーは熱くなります。
人が触れない場所にとめましょう。

◆定められた点検整備をしましょう。

〈点検整備のポイント〉
ブレーキ・タイヤ・オイル・ランプ類・ホーン・計器
詳細は整備手帳に示してあります。
整備手帳がない場合は販売店でお求め願います。

価値ある製品でひとりひとりをゆたかに

気軽に乗れて、スピーディーな機動性を発揮するオートバイも取扱いを誤まると大変なことになり兼ねません。

スズキでは「価値ある製品」をお客様へお届けし、これを有効に利用して頂くことによってお客様のひとりひとりがゆたかな生活を送って頂けたら………と願っています。

スズキオートバイをお求め頂いたあなたは、正しい取扱いと安全運転に努め、他の人の模範となってオートバイを利用して頂けるものと存じます。そうすることが明日への楽しい夢につながります。

スズキ2輪車の保証について

スズキではお買い上げ頂いた製品について、「スズキ保証制度」に基づいた品質の保証を致しております。〔詳しくは本紙の最終ページに綴りました保証書をご参照ください。〕

スズキ製品についてのご意見、ご苦情は全国に張り巡らしたスズキサービス網が受け賜わります。車輛に添付してお届けしています整備手帳を持参の上、お客様の最寄りのスズキ販売店、又は代理店にお申し付けください。

整備手帳

整備手帳は定期点検の実施を記録するもので、運転免許証、届出済証、車検証、保険証明書などと一緒に走行中は常に携帯していなければならないものですから大切に取扱ってください。

★万一汚したり紛失した場合には最寄りのスズキ販売店、又は代理店でお求めください。

お出掛け前の点検（仕業点検）

オートバイは１日１回、運行前に点検をしなければならないと法律(125cc以下は推奨)で定められています。この点検を仕業点検と呼びオートバイを利用するあなたが行わなければなりません。あなた自身の安全のために必ず実施するような習慣を身につけてください。



定期点検のご案内

オートバイを常にベストコンディションで使用するためには、日頃の正しい取扱いはもちろんですが合せて定期点検を行うことも大切なことです。このことがオートバイを楽しく乗るための「**安全**」と「**経済性**」へつながります。

33～35ページの点検整備方式に基づいて定期点検整備を実施してください。

★登録日より１か月目に………１か月点検
★登録日より６か月目に………６か月点検
★登録日より12か月目に………12か月点検

を必ず実施してください。



★６，12か月点検は以後、繰返し実施してください。

★定期点検は法律で実施を義務づけられています。
〔125cc以下は推奨〕

★定期点検を受ける時は必ず整備手帳を提示してください。

★全ての車輛は自動車損害賠償責任保険に加入しなければなりません。期限切れにならないうちに更新手続きを忘れず行いましょう。

スズキ純正指定油脂類をご使用ください。

スズキ車を安全・快適にご使用頂くために、各種の純正指定油脂類を準備していますのでご利用下さい。尚、純正油脂類をご使用頂かない事に起因するトラブルはスズキ保証制度を適用できないことがあります。



スズキCCISオイル



スズキギヤーオイル(2輪用)

お願い

油脂類の廃液は、法令によって適切な処理を行うことが義務づけられています。交換はこれらの廃液処理のできる所で行ってください。

ガソリンなどの消費節減に努めましょう。

オートバイを低燃費で経済的に走らせる為のテクニックを身につけましょう。

- アイドリング又は空吹かしは意外と燃料を消費しますので、アイドリング時間は短くし空吹かしはやめましょう。
- 急加速まやめましょう。
- 発進加速で普通加速と急加速の燃料消費を比較してみますと普通加速より急加速の方が約60%多く燃料を消費します。
- 追抜加速で普通加速と急加速の燃料消費を比較してみますと普通加速より急加速の方が約40%多く燃料を消費します。
- 一般走行は法定速度附近で走行している時が最も燃料消費が少なく経済的です。

安全運転についての詳細は別冊の「バイクの安全運転ＡＢＣ」を参照して下さい。

正しい服装と装備

２輪車は全身を外気にさらして走行しますから、服装こそ安全のための最も基本的な条件となります。あなたの服装・装備が走行条件や目的に合っているか、じゅうぶんに検討してください。

● **上衣・ズボン**

風でバタつかず、身動きがらくにできるものでスキマ風の入らぬものを選んでください。
ポケットは深く色は明るく鮮やかなものが安全運転につながります。

● **ヘルメット**

Ｓ.ＳＧマークのついているもので、頭の大きさにピッタリしたものを選んでください。又形状もスタンダート形・ジェット形・フルフェイス型とありますが用途と目的に合わせて使用しましょう。
女性向きのシャレた可愛らしい物も一般に販売されています。



●**ゴグル(防じんメガネ)**

スッキリした広い視野のもので、風圧に充分耐え通気性の良いものを選びましょう。

●**ブーツ(靴)**

皮製品の丈夫なもので、耐久力・通気性にすぐれたカカトのあるものを選びましょう。又、敏捷な動作ができるよう適度なやわらかさを保ち、ヒモや金具の少ないものがよいでしょう。長さは短かくても足首がかくれる程度の長さが必要です。

●**手袋**

皮製のやわらかいもので操作が自然にでき、吸汗性の良いものを使用してください。

安全運転のポイント

●発進はゆっくりゆとりを持って確実に。〔後方確認とスタンドのもどしを忘れずに〕

●走行はいつも適正ギャーで。〔エンジンの異常振動がない範囲で走行しましょう。〕
（オートマチック車は関係ありません）

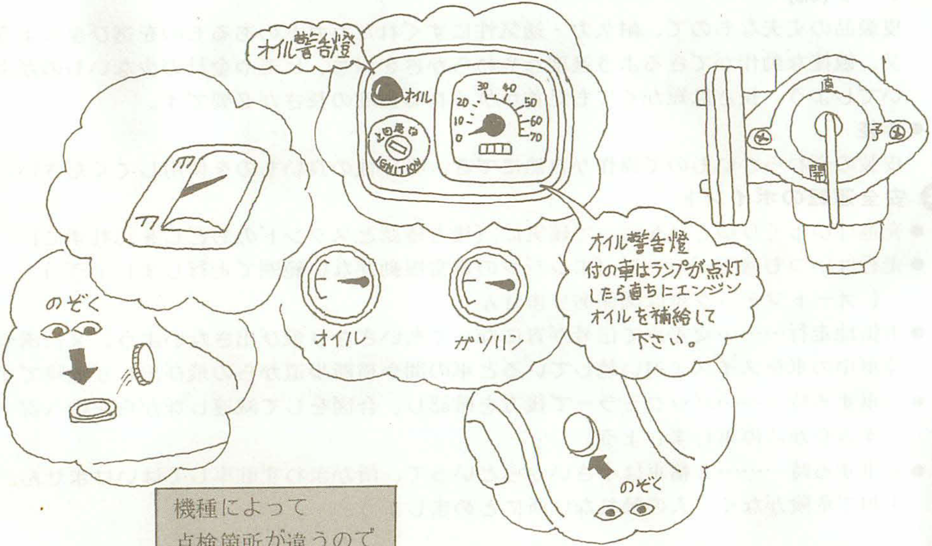
●市街地走行………交差点で信号が青になってもいきなり飛び出さないよう。又渋滞や停車中の車をスイスイ追い越していると車の間や横断歩道からの飛び出しが危険です。

●停車する時………バックミラーで後方を確認し、合図をして減速しながら左端へ寄ってすみやかに停車しましょう。

●駐車する時………2輪車は小さいからといって、所かまわず駐車してはいけません。平担で危険がなく、人の触れない所にとめましょう。

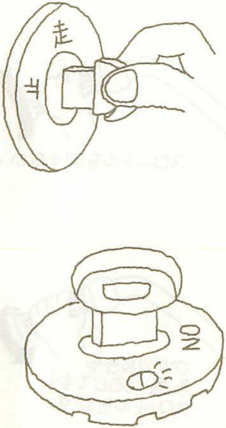
★センタースタンド付車は、センタースタンドを立ててエンジンをかけて下さい。

❶ガソリンおよびオイル量を点検する ❷フューエルコックを ON 又は 開 にする。



機種によって
点検箇所が違うので
注意して下さい。

❸イグニッションスイッチを
ON 又は 走 にする。



❹チェンジ付車の場合にはニュートラルランプが点灯しているか確認して下さい。



注　　意
ニュートラルランプが消えているときは、ギャが噛み合っているので、そのままエンジンをかけると走り出すことがあります。

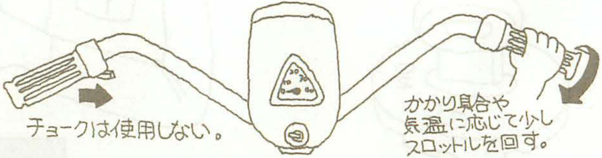
❺冷機時、及び暖機時によるチョーク・スロットルの操作方法

〔オートチョーク車の場合は操作の必要がありません〕

冷機時



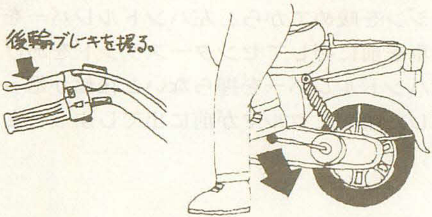
暖機時



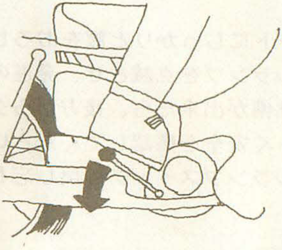
❻力強くキック

キックペタルが左側にある車。

リヤーブレーキレバーを握ってからキックして下さい。



キックペタルが右側にある車。



始動後はキックペタルを確実に折りたたんで下さい。

❼暖機運転

〔冷機時のみ〕



エンジンを、十分に暖機してチョークを戻した時正常なアイドリグ回転になれば暖機運転は完了です。

オートマチック車



●スタンドを外す

エンジンを暖めてから、左ハンドルレバーを握ったまま車を前に押してセンタースタンドをあげます。
★左ハンドルレバーを握らないと後輪が廻っていて接地した瞬間にクルマが前に出てしまうことがあります。



●発車準備

車の左側からシートにしっかりと腰をおろし、右側のターンシグナルランプを点滅させ、発進の合図を出します。出発準備が出来たら、後方からクルマが来ていないかよ～く安全を確認してください。
★ターンシグナルランプスイッチの戻し忘れのないように！

クラッチ＆チェンジ付車



- エンジンを暖めてからニュートラルランプが点灯しているか確認をして車を前に押し出し、センタースタンドをあげます。

- フロントブレーキレバーを握り車の左側からシートにしっかりと腰を降ろし右足をついて左足でチェンジをローに入れます。
クラッチ付の車はクラッチレバーを握ってチェンジを入れます。

- 左足を降ろし、右足でリヤブレーキをかけてからフロントブレーキを放します。

15 走行の要領



●発進

左ハンドルレバーを放し、スロットルグリップをゆっくり手前に回して行くと発進します。

★ならし運転は必ず行ないましょう。

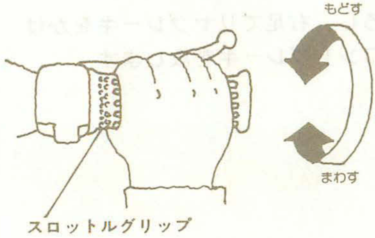
●スピード調節

スロットルグリップをもどす

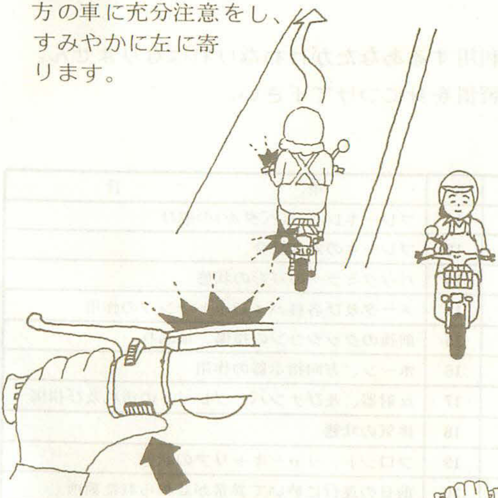
- ●スピードが遅くなる。
- ●すばやく戻しましょう。

スロットルグリップをまわす

- ●スピードが速くなる。
- ●ゆっくりまわしましょう。



● とまる場所が近づいたら左側ターンシグナルランプを点燈し、後方や側方の車に充分注意をし、すみやかに左に寄ります。



★スロットルグリップを戻してフロントブレーキ、リヤーブレーキと同時にかけます。

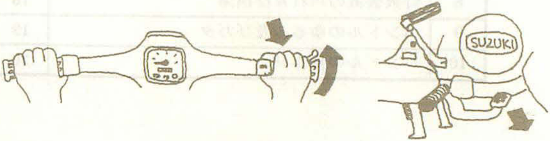
● オートマチック車

● フロントブレーキレバー
● リヤーブレーキレバーを同時に握る。



● チェンジ付車

● フロントブレーキレバー
● リヤーブレーキペタルを同時にかける。



お出かけ前の点検を身につけましょう。

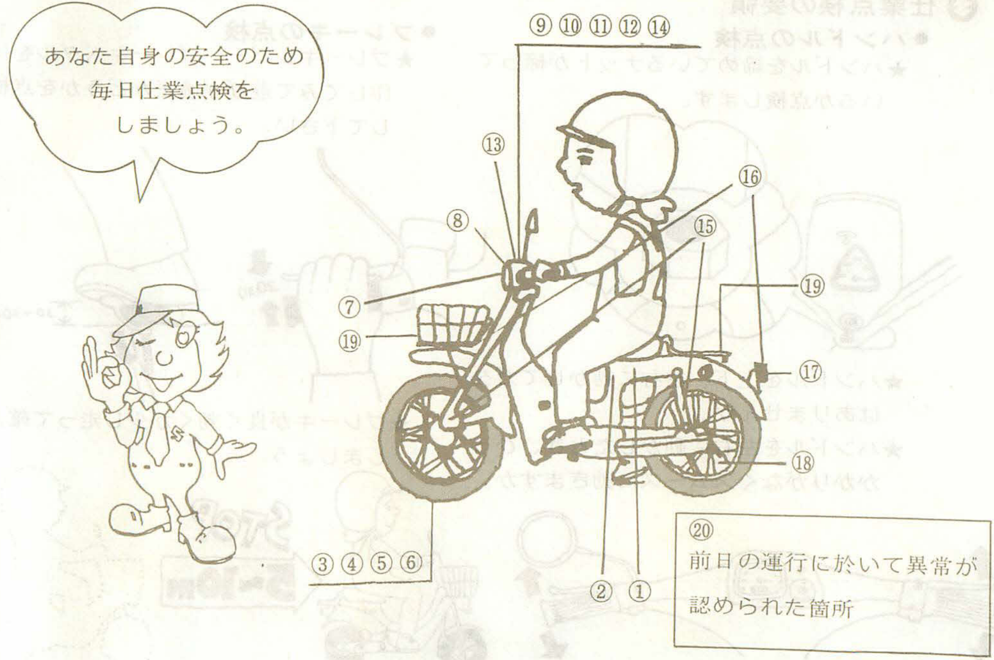
オートバイは１日１回、運行前に点検をしなければならないと法律（125cc以下は推奨）で定められています。

この点検を仕業点検と呼びオートバイを利用するあなたが行わなければなりません。

あなた自身のために必ず実施するような習慣を身につけて下さい。

仕業点検項目

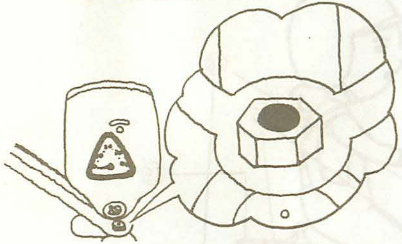
No.	項目	No.	項目
1	ガソリンの量	11	ブレーキレバー（ペダル）の遊び
2	エンジンオイルの量	12	ブレーキの効き具合
3	タイヤの空気圧	13	バックミラーの写影の状態
4	タイヤの亀裂及び損傷	14	メータ及び各種パイロットランプの作用
5	タイヤの溝の深さ及び異常な摩耗	15	前後のクッションの損傷、油漏れ
6	タイヤの金属片、石その他の異物	16	ホーン、方向指示器の作用
7	灯火装置の作用	17	反射器、及びナンバープレートの汚れ及び損傷
8	灯火装置の汚れ及び損傷	18	排気の状態
9	ハンドルのゆるみ及びガタ	19	フロント、リヤーキャリアの状態
10	ハンドルの操作具合	20	前日の運行に於いて異常が認められた箇所


あなた自身の安全のため
毎日仕業点検を
しましょう。
⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑭
⑬
⑧
⑦
⑲
⑯
⑮
⑲
⑰
⑱
③ ④ ⑤ ⑥
② ①
⑳
前日の運行に於いて異常が
認められた箇所

仕業点検の要領

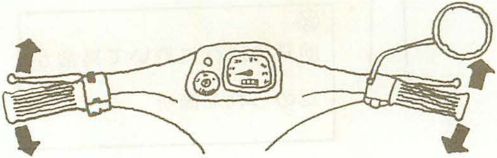
●ハンドルの点検

★ハンドルを締めているナットが締っているか点検します。



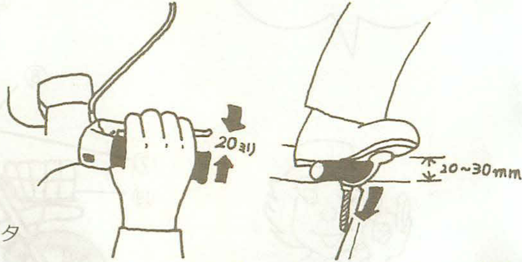
★ハンドルを上下、左右に動かしてガタはありませんか。

★ハンドルを左右に動かしたとき、ひっかかりがなくスムーズに動きますか。



●ブレーキの点検

★ブレーキレバー・ブレーキペダルを操作してみて遊びが適正かどうかを点検して下さい。



★ブレーキが良く効くか少し走って確認しましょう。



●ターンシグナルランプの点検

★イグニッションスイッチを「走」又は「ＯＮ」の位置にして左右のターンシグナルランプが正しく点滅するか点検します。ターンシグナルランプレンズの破損、汚れについても同時に点検します。



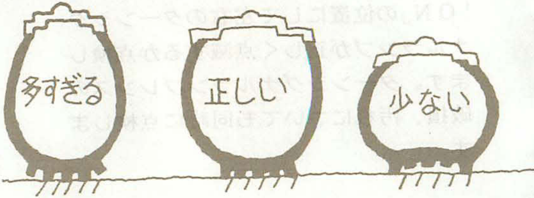
●ブレーキランプの点検

★イグニッションスイッチを「走」又は「ＯＮ」の位置にして、ブレーキレバー・ブレーキペダルを別々に操作して、ブレーキランプが点灯するか点検します。（車種によって前ブレーキではランプが点灯しません）



●タイヤの点検

★タイヤに空気は正しく入っていますか。
(リヤーフェンダ・シート裏面・チェンケースなどのいづれかにタイヤの空気圧票が記してあります。)



★タイヤに亀裂、損傷等はありませんか。

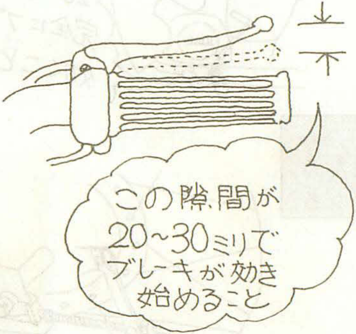


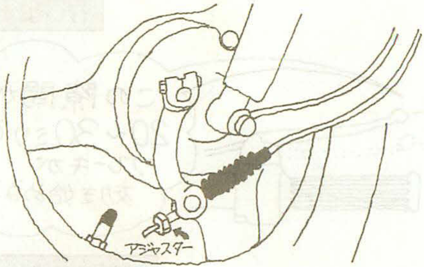
★タイヤは摩耗していませんか。
タイヤが摩耗して、溝の深さが0.8㎜以下になった場合は指定タイヤと交換してください。

各部の点検と調整

●フロントブレーキレバー(ワイヤー式)

ブレーキレバーの遊びはレバー先端で20～30㎜あるのが正常です。
調整は右図のアジャスターで行います。





右へ廻すと…………隙間が狭くなる。
左へ廻すと…………隙間が広くなる。

●リヤーブレーキレバー付

リヤーブレーキレバーの遊びは20～30mmあるのが正常です。

●リヤーブレーキペダル付

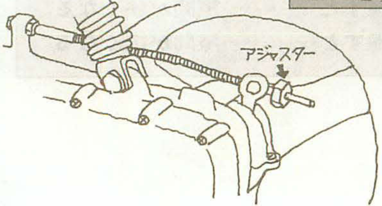
ブレーキペダルの踏代が20～30mmでなければなりません。

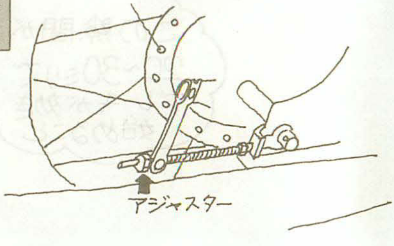
調整は下図のアジャスターで行います。





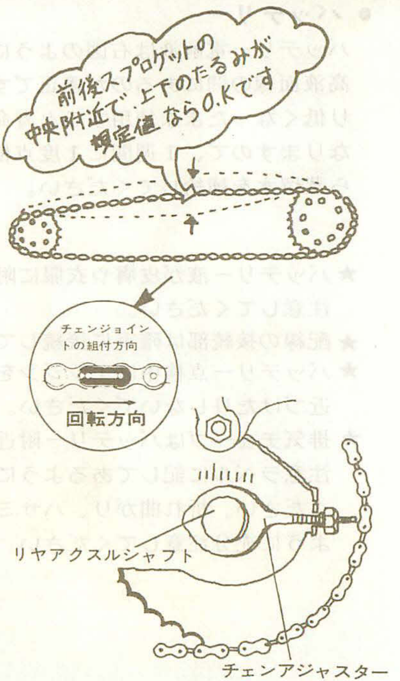
アジャスターは、
右へ回すと…踏代が少くなる。
左へ廻すと…踏代が多くなる。





●ドライブチェン

チェンのたるみはスタンドを立てて前後スプロケットの中央部を手で上下に動かしてみてゆるみ具合を判断します。(適正ゆるみ量は仕様説明書の諸元表を参照して下さい)
調整はリヤアクスルシャフトナット、スプロケットドラムシャフトナットをゆるめてチェンアジャスターで行います。



★調整後は各部を確実に締め付けてください。
★チェンアジャスターは左右、同じ量を廻して調整してください。
★500km走行毎には、たるみ点検、チェンの洗浄、給油を行ってください。
★給油は硬めのギヤーオイルを塗布します。
★過給油は走行中遠心力で油が飛散しタイヤに附着するとスリップ事故などを起こす原因となりますので充分注意してください。

● バッテリー

バッテリー電解液は右図のように最低液面線と最高液面線の間にあるのが適正です。液面が規定より低くなったまま使用すると寿命が著しく短かくなりますので、1週間に1度点検し不足していたら蒸留水を補給してください。

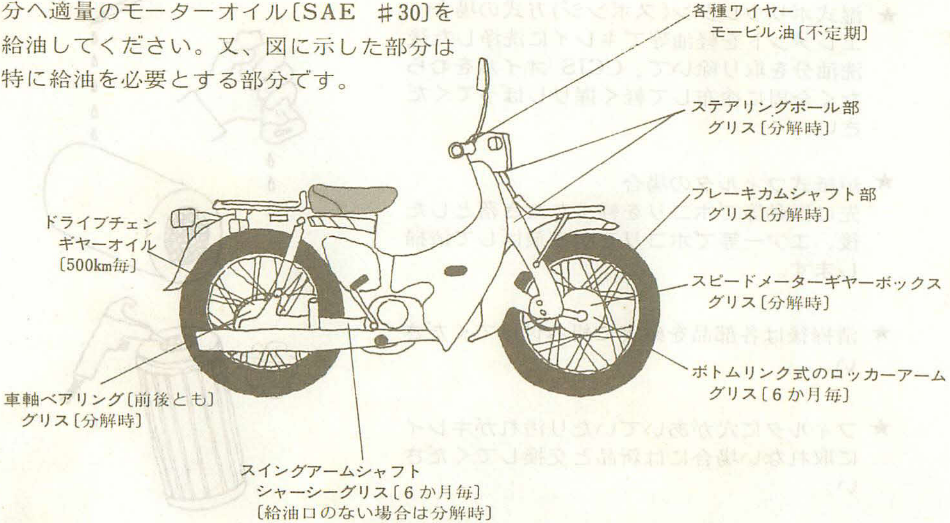


★ バッテリー液が皮膚や衣服に附着しないように注意してください。
★ 配線の接続部は確実に接続して下さい。
★ バッテリー点検中はエンジンをかけたり火気を近づけたりしないでください。
★ 排気チューブはバッテリー附近に貼付してある注意ラベルに記してあるように正しく取付けてください。折れ曲がり、ハサミ込みなどがないように充分注意してください。

● **給油を必要とするところ**

愛車の寿命を伸ばし安全走行を行うためには各部に注油が必要です。

雨天走行後、洗車後や点検時には各部の動部分へ適量のモーターオイル〔SAE #30〕を給油してください。又、図に示した部分は特に給油を必要とする部分です。



●エアクリーナ

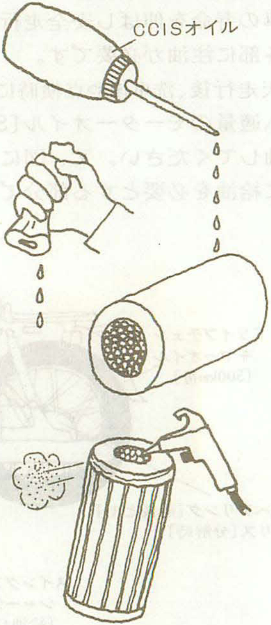
エアクリーナエレメントの掃除は3000km走行毎に行ってください。

★ 湿式ポリウレタン(スポンジ)方式の場合
エレメントを軽油等でキレイに洗浄した後洗油分を取り除いて、CCIS オイルをむらなく全周に塗布して軽く握りしぼってください。

★ 炉紙式フィルタの場合
先に振動等でホコリを軽くたたき落とした後、エアー等でホコリを吹き飛ばして清掃します。

★ 清掃後は各部品を確実に組み付けてください。

★ フィルタに穴があいていたり汚れがキレイに取れない場合には新品と交換してください。



● **火花間隙**

火花間隙が広いとエンジンがミス〔息付き〕を起したり、狭いと始動不良を起します。正しい火花間隙を保ってください。



● **フューエルタンク、フューエルコック**

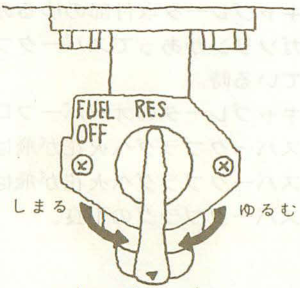
★雨天時のガソリン補給には、雨滴の浸入を防ぐよう、充分注意して下さい。

★湿気の多い季節や急激な気温変化のあるときには、タンク内に結露現象により、水滴ができることがあります。

★フューエルコックストレーナーカップが装備してある車は、ときどき右図の要領でカップを外して、水分及びゴミが混入している場合は、コックのレバーをONにしてガソリンを少し流してから、コックを清掃して取付けてください。

★長期間使用しないときは、タンク内に水滴がたまるのを防ぐために、ガソリンを満タンにするか、残らず抜き取ることをおすすめします。

★水分が混入したと思われるときは、お買上げ店でタンク内の清掃を行ってください。



むやみに故障修理をするよりもスズキ販売店で正しく修理をするのが愛車を長持ちさせる秘訣です。

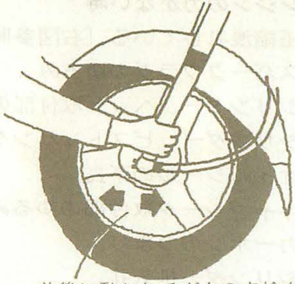
●エンジンがかからない時

1. エンジンのかけかたは合っていますか？
   〔特にチョークとスロットルの関係〕
2. ガソリンはありますか？
3. ガソリンがあってスパークプラグが乾いている時。
   ・キャブレータ、フューエルコックのつまり。
   ・キャブレータ取付部のゆるみ。
4. ガソリンがあってスパークプラグが湿っている時。
   ・キャブレータのオーバーフロー。
   ・スパークプラグへ火花が飛ばない。
5. スパークプラグへ火花が飛ばない時。
   ・スパークプラグの不良。
   ・ヒューズの溶断。
   ・コンタクトポイントの汚損、ポイント間隙の不良。
   ・イグニッションコイル1次配線の断線又はコネクター外れ。
   ・イグニッションコイルの不良。
6. 点火時期の狂い。
7. 圧縮圧力の低下。



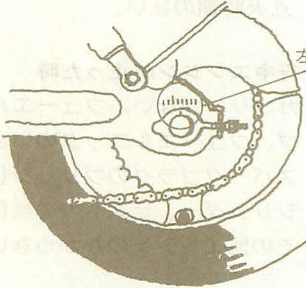
●**走行中安定が悪い場合**

1.タイヤの空気圧は適正ですか？
2.ステアリングのガタ〔右図参照〕、ハンドルの引っかかりはありませんか？
3.後輪シャフトの取付位置が左右同じ位置にありますか？〔右下図参照〕
4.ホイールバランスはとれていますか？
5.リヤークッション、フロントフォークに油漏れはありませんか。


前後に動かしてガタの点検をする
(ガタがあってはいけない)

●**パンクした場合**

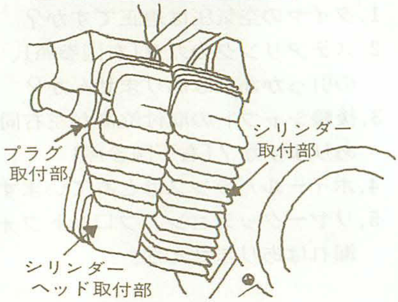
パンクした場合、その場で直ちに停車し刺さっているクギ等を抜いた後、最寄の修理店まで引いてゆく等の適切な処置をとってください。そのまま乗っていきますとタイヤ、チューブが裂けて使いものにならなくなる場合があります。



●**エンジンの力がない時**

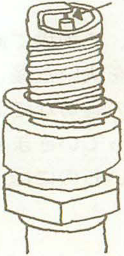
1. 圧縮洩れしている。〔右図参照〕
 ・スパークプラグのゆるみ。
 ・シリンダー、ヘッド取付部のゆるみ。
 ・シリンダー、ピストンリングの摩耗。
 ・オイルシールの不良。
2. キャブレータ取付部のゆるみ。
3. カーボンのつまり。
 ・シリンダー排気孔。
 ・マフラー。
4. 点火時期の狂い。

圧縮洩れしやすい箇所



●**走行中エンジンが止った時**

1. ガソリンがない。フューエルタンクキャップ、フューエルコックのつまり。
2. スパークプラグのブリッジ〔右図参照〕
3. シリンダー、ピストンの焼付。
4. その他エンジンのかからない時の項目参照。



●**チェンジ操作がスムーズでない時**

1. クラッチの切れ具合は適切ですか？
2. ギヤーオイルが濃すぎないですか？
   スズキギヤーオイル２輪車用をご使用ください。
3. ギヤーオイルの量は適切ですか？

●**エンジンのオーバーヒート**

・高温下で極端な低速走行をしていないか。
・ブレーキの引きづりはないか。
・点火時期の狂いはないか。
・プラグ熱価が走行条件に合っているか。
・混合気が薄すぎないか。
・排気系統につまりはないか。
・クラッチが滑っていないか。



愛車の点検・修理の場合は

この他、あなたご自身で調整できない点検、調整、修理の場合にはお買上げ販売店又は、弊社代理店にお申し付け下さい。尚この場合には、症状をはっきりとお伝え願います。

点検整備項目			点検整備時期 仕業	1か月	6か月	12か月	単位千粁	備考
かじ取り装置	ハンドル	遊び・ゆるみ及びガタ	○		○	○		
		操作具合	○		○	○		
		かじ取り車輪の左右の回転角度				○		
	かじ取りホーク	損傷			○	○		
		ステアリングステムの取付状態			○	○		
		ステアリングステムの軸受部のガタ		○	○	○		
制動装置	ブレーキペダル及びレバー	ブレーキレバー及びペダルの遊び	○		○	○		
		ブレーキレバーの遊び・レバーとグリップとの隙間	○		○	○		
		ブレーキの効き具合	○		○	○		
	ロッド及びケーブル類	ゆるみ・ガタ及び損傷			○	○		
	ブレーキドラム及びシュー	ブレーキシューの摺動部分及びライニングの摩耗				○		
		ドラムの摩耗及び損傷				○		
		ドラムとライニングとの隙間				○		
走行装置	ホイール	タイヤの空気圧	○		○	○		
		タイヤの亀裂及び損傷	○		○	○		
		タイヤの溝の深さ及び異常な摩耗	○		○	○		
		タイヤの金属片・石・その他の異物	○		○	○		
		アクスルナットのゆるみ		○	○	○		
		リム及びホイールの損傷			○	○		
		フロントホイールベアリングのガタ			○	○		
		リヤーホイールベアリングのガタ				○		
緩衝装置	シャシばね	損傷	○		○	○		クッションスプリング
	取付部及び連結部	取付部（ブラケット部を除く）のゆるみ及び損傷			○	○		
		連結部のガタ				○		スイングピボット部、ホークロッカーアーム部

点検整備項目			点検整備時期 仕業	1か月	6か月	12か月	単位千粁	備考
緩衝装置	取付部及び連結部	ブラケットの取付のゆるみ及び損傷				○		
		ホークロッカーアームの軸受部のがた				○		
	ショックアブゾーバ	油漏れ				○		
		損傷				○		
		取付部のガタ				○		
		サスペンションアームの連結部のがた				○		
動力伝達装置	クラッチ及びトランスミッション	クラッチの作用			○	○		
		クラッチレバーの遊び及び切れた時の床板とのすき間						
		トランスミッションの油漏れ		○	○	○		
		トランスミッションの操作機構のがた				○		オートマチック車は除く
	チェーン及びスプロケット	チェーンのゆるみ		○	○	○		オイルバス式を除く
		スプロケットの取付状態及び摩構				○		オイルバス式を除く
電気装置	点火装置	断続器の状態			○	○		CDIを除く
		点火プラグの状態			○	○		
		点火時期			○	○		CDIを除く
	充電装置	充電作用			○	○		
	バッテリー	液量		○	○	○		
		液の比重				○		
	電気配線	接続部のゆるみ及び損傷			○	○		
原動機	本体	かかり具合及び異音		○	○	○		
		低速及び加速の状態		○	○	○		
		排気の状態	○		○	○		作業点検にあっては排気の色のみ
		エアークリーナーエレメントの状態			○	○		
		圧縮圧力				○		

		点検整備項目	点検整備時期 仕業	1か月	6か月	12か月	単位千粁	備考
原動機	潤滑装置	油漏れ		○	○	○		
		オイルの汚れ			○	○		
		オイル量	○					
	燃料装置	燃料の量	○					
		燃料の漏れ			○	○		
		キャブレータ各部の汚れ			○	○		
		キャブレータのリンク機構の状態			○	○		
		キャブレータのスロットルバルブ及びチョークバルブの状態			○	○		自動チョークはキャブレータのスロットルバルブのみ
		キャブレータのフロートレベルの状態			○	○		
		キャブレータの調整の状態		○	○	○		
		燃料フィルタの詰まり				○		
その他		燈火装置の作用	○		○	○		
		燈火装置の汚れ及び損傷	○					
		警音器・方向指示器の作用	○		○	○		
		施旋装置の作用			○	○		
		後写鏡の写影の状態	○		○	○		
		反射器及び自動車登録番号標又は車両番号標	○					
		計器の作用	○		○	○		
		エキゾースト・パイプ及びマフラの取付けのゆるみ及び損傷			○	○		
		マフラの機能				○		
		物品積載装置の状態	○					
		車体のゆるみ及び損傷				○		
		各部の給油脂状態		○	○	○		
		前日の運行に於いて異常が認められた箇所に異常がないか確認	○					
		トランスミッションオイルの交換		○				

定期交換部品とは保安上の重要部品のうちで時がたつと材質が変化してだんだん、その機能が損われると考えられるが、通常の点検では、外観的にその安全性を確かめることが困難であるので安全を確保する意味から、ある期間を定めて、定期的に交換するようきめられた部品です。

この交換時期については、通常に使用される2輪車について標準的な最長期間を定めたものです。
したがって、走行条件、その他の事情により、定期交換時期以前でも交換の必要があると認められるものは、早目に交換して下さい。

この定期交換は、お客様の責任において実施して下さい。

★ 定期交換部品

ブレーキケーブル	2年毎に交換
フューエルホース	4年毎に交換

定期交換実施記録簿

交換実施年月日	交換実施店名
年　月　日	㊞
年　月　日	㊞
年　月　日	㊞
年　月　日	㊞

- この記録簿は定期点検及び整備を終了した事を証明するもので、運転免許証と同様に運転中は常に携帯し、路上でも呈示出来る様にしておかなければなりません。
- この記録簿は最終の記載日から1年間保存しなければなりません。

使用者氏名又は名称

車名及び型式　**車体番号**　**登録番号又は車輌番号**

点検整備の種類	走行距離	点検年月日及び完了年月日	点検結果及び整備の概要	実施者の氏名又は名称
1か月 定期点検	km	年 月 日		
6か月 定期点検	km	年 月 日		
1年(12か月)定期点検	km	年 月 日		
1年 6か月 定期点検	km	年 月 日		
2年(12か月)定期点検	km	年 月 日		
2年 6か月 定期点検	km	年 月 日		
3年(12か月)定期点検	km	年 月 日		
3年 6か月 定期点検	km	年 月 日		
4年(12か月)定期点検	km	年 月 日		

1か月定期点検整備について

いかに完全に作られたクルマでも使いはじめにはクルマの各部の締付がゆるんだり、初期のなじみのための摩耗が生じます。
これをそのまま、使用した場合には、各部のゆるみ及び摩耗が促進し、故障となって現われます。
このようなことを防止するために、新車を使いはじめて1ヶ月経過したころに各部の点検をし、汚れたオイル等を交換する事によって、はじめてあなたの愛車は1人前となる訳です。
この手入れ（1ヶ月定期点検）を怠った場合には、クルマの寿命を著しく早めますので、お買い上げ販売店に於いて必ず点検整備をお受け下さい。

6か月、12か月定期点検整備について

クルマの部品は、使用しているうちにだんだんと摩耗したり、疲労して来ます。
これを異常なまま使用していると他の部品まで悪くしてしまいます。
このことは経済的に不合理なばかりか、安全を確保するという点からも大きな問題であります。
あなたの愛車を安全に、快適に、経済的にお使い頂くために、6か月、12か月毎の定期点検整備を必ず実施して下さい。
この点検整備を正しく受けて、早目、早目の手入れを実施することが、車輌の安全を確保し、あなたの愛車をいつまでも快適に使用する秘訣です。

定期点検	1か月	6か月	12か月
実施年月日			
走行キロ数 km			
サービス工場			
作業責任者 ㊞			
点検責任者 ㊞			

かじ取り装置	ハンドル	遊び・ゆるみ及びガタ			○		○	
		操作具合			○		○	
		かじ取り車輪の左右の回転角度					○	
	かじ取りホーク	損傷			○		○	
		ステアリングステムの取付状態			○		○	
		ステアリングステムの軸受部のがた	○				○	

6か月（1年6か月）	12か月（2年）	6か月（2年6か月）	12か月（3年）	6か月（3年6か月）	12か月（4年）

○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
		○				○				○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
		○				○				○	

			1か月		6か月		12か月	
製動装置	ブレーキ	ブレーキレバー及びブレーキペダルの遊び			○		○	
		ブレーキレバーの遊び、レバーとグリップとの隙間			○		○	
		ブレーキのきき具合			○		○	
	ロッド及びケーブル類	ゆるみ・がた及び損傷			○		○	
	ブレーキドラム及びブレーキシュー	ドラムとライニングとの隙間			○		○	
		シューの摺動部分及びライニングの摩耗					○	
		ドラムの摩耗及び損傷					○	
走行装置	ホイール	タイヤの空気圧			○		○	
		タイヤの亀裂及び損傷			○		○	
		タイヤの溝の深さ及び異常な摩耗			○		○	
		タイヤの金属片・石・その他の異物			○		○	
		アクスルナットのゆるみ	○		○		○	
		リス及びホイールの損傷			○		○	
		フロントホイール・ベアリングのがた			○		○	
		リヤホイール・ベアリングのがた					○	
		クッションスプリングの損傷			○		○	

6か月（1年6か月）		12か月（2年）		6か月（2年6か月）		12か月（3年）		6か月（3年6か月）		12か月（4年）	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
		○				○				○	
		○				○				○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
		○				○				○	
○		○		○		○		○		○	

装置	部位	点検項目	1か月	6か月	12か月
緩衝装置	取付部及び連結部	取付部(ブラケット部を除く)のゆるみ及び損傷		○	○
		連結部のがた			○
		ホークロッカーアームの軸受部のがた			○
	ショックアブソーバ	油漏れ			○
		損傷			○
		取付部のがた			○
		サスペンションアームの連結部のがた			○
動力伝達装置	クラッチ及びトランスミッション	クラッチの作用		○	○
		クラッチレバーの遊び			
		トランスミッションの油漏れ	○	○	○
		トランスミッション操作機構のがた(オートマチック車を除く)			○
	チェーン及びスプロケット	チェーンのゆるみ(オイルバス式を除く)	○	○	○
		スプロケットの取付状態及び摩耗(オイルバス式を除く)			○
電気装置	点火装置	断続器の状態(CDIを除く)		○	○
		点火プラグの状態		○	○
		点火時期		○	○

6か月 （1年6か月）		12か月 （2年）		6か月 （2年6か月）		12か月 （3年）		6か月 （3年6か月）		12か月 （4年）	
○		○		○		○		○		○	
		○				○				○	
		○				○				○	
		○				○				○	
		○				○				○	
		○				○				○	
		○				○				○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
		○				○				○	
○		○		○		○		○		○	
		○				○				○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	

			1か月		6か月		12か月	
電気装置		充電作用			○		○	
	バッテリー	液　　量	○		○		○	
		液の比重					○	
	電気配線	電気配線接続部のゆるみ及び損傷			○		○	
原動機	本体	かかり具合及び異音	○		○		○	
		低速及び加速の状態	○		○		○	
		排気の状態			○		○	
		エアークリーナ・エレメントの状態			○		○	
		圧縮圧力					○	
	潤滑装置	油漏れ	○		○		○	
		オイル量					○	
	燃料装置	燃料の量					○	
		燃料漏れ			○		○	
		キャブレータ各部の汚れ			○		○	
		キャブレータのスロットルバルブ及びチョークバルブの状態			○		○	

6か月（1年6か月）		12か月（2年）		6か月（2年6か月）		12か月（3年）		6か月（3年6か月）		12か月（4年）	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
		○				○				○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
		○				○				○	
○		○		○		○		○		○	
		○				○				○	
		○				○				○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	

			1か月		6か月		12か月	
原動機	燃料装置	キャブレータのフロートレベルの状態			○		○	
		キャブレータの調整の状態	○		○		○	
		燃料フィルタの詰まり					○	
その他		燈火装置の作用・汚れ及び損傷			○		○	
		警音器・方向指示器の作用			○		○	
		施錠装置の作用			○		○	
		後写鏡の写影の状態			○		○	
		反射器及び登録番号標の汚れ及び損傷	○					
		計器の作用			○		○	
		マフラーの取付のゆるみ及び損傷			○		○	
		マフラーの機能					○	
		車体各部のゆるみ及び損傷	○				○	
		各部の給油脂状態			○		○	
		前日の運行に於いて異常が認められた箇所	○					
		トランスミッションのオイル交換	○					

6か月（1年6か月）		12か月（2年）		6か月（2年6か月）		12か月（3年）		6か月（3年6か月）		12か月（4年）	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
		○				○				○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
○		○		○		○		○		○	
		○				○				○	
		○				○				○	
○		○		○		○		○		○	

保証書登録票 代理店→スズキ

・保証書の登録をしませんと保証修理が受けられませんのでご注意ください。

機種		車台番号	
登録日	年 月 日	登録番号	
おところ		郵便番号 — 電話番号 ( )-	
おなまえ（ふりがな）	様		

（お客さまのおところ、おなまえは代理店で、管理のしやすいように漢字、カタカナのどちらで記入してもかまいません。）

販売店	コードNo.	
	コードNo.未設定店のみご記入ください。設定依頼票No. 店名（ ）	
代理店	コードNo.	
	店名	印

保証書登録票 代理店（控）

・保証書の登録をしませんと保証修理が受けられませんのでご注意ください。

機　種		車台番号	
登録日	年　月　日	登録番号	
おところ		郵便番号 — 電話番号 （　）−	
おなまえ（ふりがな）	様		

販売店	コードNo.	
	店名（　）	コードNo.未設定店のみご記入ください。設定依頼票No.
代理店	コードNo.	
	店　名	印

（お客さまのおところ、おなまえは代理店で、管理のしやすいように漢字、カタカナのどちらで記入してもかまいません。）

保証書登録票（お客さま用）

・保証書の登録をしませんと保証修理が受けられませんのでご注意ください。

機　種		車台番号	
登録日 　年　月　日		登録番号	
おところ		郵便番号 　— 電話番号 （　）–	
おなまえ（ふりがな）	様		

継続保証		
おなまえ		
おところ		
販売店（代理店） 印	変更日	
	変更時走行距離	

販売店	コードNo.	
	店名（　　）	コードNo.未設定店のみご記入ください。設定依頼票No.
代理店	コードNo.	
	店　名 　印	

車を譲り受けられた方
使用地を変更された方

保証が残っている場合は、最寄りのスズキ販売店・代理店で継続保証欄の記入をお受けください。

保　証　書

お買い上げいただきましたスズキ車に万一不具合がおきましたときは、この保証書にしたがって保証いたします。

1．保証の内容、期間

(1)　保証の内容

あなたのオートバイを構成する純正部品について、1項(2)号に記載された保証期間内に材料または製造上の不具合が発生した場合、部品の交換あるいは補修による無料修理をいたします。（以下、この無料修理を保証修理といいます）。なお保証修理により取り外した不具合部品は、スズキの所有となります。

(2)　保証期間とその対象

保証修理を受けられる対象部品と期間は次のとおりです。

保証対象部品	保証期間
下記の場合を除く全部品 ・1項(3)号の「別扱いの保証」に該当する部品 ・2項に示す「保証修理できないもの」に該当した場合	新車を登録した日から1か年間とし、その期間内の走行距離が、10,000kmまでを保証します。

(3)　別扱いの保証

タイヤ、チューブ、バッテリは、スズキの保証書とは別にそれぞれの部品メーカーが定めた保証基準に従って保証されます。お買い上げの販売店、または代理店のサービス工場にご相談ください。

2．保証修理できないもの

(1)　つぎに示す事項に起因すると判定される故障

①3項「お客様に守っていただく事項」を守らなかった場合。

②法令およびスズキが指定する定期点検整備を実施しなかった場合。

③保守、整備の不備または間違い。

④取扱説明書などに示す取扱い方法と異なる使用および仕様の限度をこえる使用。（例えば、定員・速度の無視等）

⑤純正部品および取扱説明書に指定する油脂類以外の使用。

⑥整備手帳に示す定期交換部品および油脂類を指定通り交換しなかった場合。

⑦一般に自動車が走行しない場所あるいは特殊な使用状態での使用およびレース、ラリーなどによる酷使。

⑧法令ならびにスズキが認めていない改造。
（エンジンチューンアップ、サスペンション関係の変更、灯火類の変更、プラグ熱価の変更、タイヤの仕様変更等）

⑨オートバイを長期間使用しなかった場合。

(2)　つぎに示す不具合

①煤煙、薬品、鳥糞、塩害、金属粉などの外部要因による不具合。

②機能上影響のないと認められる感覚的現象による不具合。（音、振動、オイルのにじみ等）

③使用損耗および時の経過による変化（例えば塗装面、メッキ面等の自然退色等）で発生した不具合。

④消耗部品および油脂類などの損耗による不具合。

（点火プラグ、クラッチフェーシング、ブレーキライニング、エアークリーナエレメント、オイルフィルタ、フューエルフィルタ、ブラシ、コンタクトポイント、電球類、ヒューズ、ガスケット、パッキング、ガラス製品、油脂類、各種ゴム製品。その他上記に類する部品。）

⑤台風、水害、地震などの天災ならびに事故、火災による不具合。

保証修理の期間内であっても、次の費用については、スズキは負担しません。

①点検、調整、給油、清掃作業に要した費用。

②法令およびスズキが指定する定期点検、継続検査にともなう点検、整備の費用。

③スズキ販売店あるいは代理店以外でされた保証修理の費用。

④保証修理以外の付随的費用および車を使用できなかったことによる損失ならびに「本保証書に示す条件以外の費用、補償など」。

（電話代、車輌引き上げ代、レンタカー代、積荷、休車による損失の補償など）

お客様に守っていただく事項

に示す事項は、保証修理を受けるためのお客様の義務として必守ってください。

取扱説明書などに示す取扱い方法および仕様に従った正しい取扱い。

始業点検（"高速道路走行前の点検"を含む）の実施。

法令およびスズキが指定する定期点検整備の実施。

整備手帳に示す定期交換部品および油脂類の指定通りの交換。

保証修理を受ける場合、自動車と整備手帳を修理工場（購入販売店またはスズキ代理店）に持込むこと。

この場合、点検整備方式に定められた点検整備がなされていることが証明できるよう点検整備記録簿を保持すること。

保証の適用

の保証書は、日本国内で使用されているオートバイ（事業用を除く）のみに適用いたします。

保証修理の受け方

証修理をお受けになる場合は、オートバイとこの整備手帳をお買いあげいただいた販売店またはスズキの代理店へおもちいただき、保証修理をお申しつけください。

整備手帳を提示されないときは保証修理をお受けいたしかねます。

6．保証の発効

この保証は、スズキ代理店がこの整備手帳にお買い上げいただきましたオートバイに関する必要事項を記入し、代理店名を記入、捺印後有効となります。

7．保証の継承

保証期間が残っている車をお買いあげの際は、ご購入後ただちに、もよりのスズキ販売店またはスズキ代理店へオートバイとこの整備手帳をお持ちになり、必要な点検（有料）と点検実施工場の記入捺印をお受けください。

これにより、残りの期間を保証いたします。

この保証書は、本書に明示した期間と条件のもとに無料修理を約束するものです。従って保証期間経過後に発生した不具合の修理は有料です。但し、保証期間経過後の不具合が使用損耗あるいは、時の経過による変化で発生したものでなく、供給者側の責任に起因する場合は、その責任の度合に応じて適正な費用負担で修理いたします。

無料点検保証

車の寿命を長持ちさせ、また安全快適にお乗りいただくために、お買上げの日から1か月目のスズキが指定する点検は無料で行ないます。（但し、オイルなど消耗品は有料です。）

点検期日までにお買い上げ販売店にてかならずお受けください。

〒432
静岡県浜名郡可美村高塚300番地
鈴木自動車工業株式会社
TEL.〈0534〉47－1111

鈴木自動車工業株式會社

保証についてのご案内

●保証書について

おとどけしました車はスズキの高度な技術ときびしい品質管理のもとに製造されております。したがってどなたにも十分なご満足をいただけるものと確信いたしておりますが、万一、あなたの愛車を構成する部品に材料上あるいは製造上の不具合が発生した場合、「保証書」の内容に基づいて、その不良個所を無料修理（以下、この無料修理を保証修理といいます）いたします。

●保証修理の受け方

保証修理の請求はお買求め販売店または代理店にお申し出ください。遠出をされている場合の故障は、最寄りのスズキサービス工場をお選びいただき、ご相談ください。スズキのサービス工場であれば全国どこでも保証修理を受けられますが、この整備手帳をご提示いただけない場合は、保証修理をいたしかねますので、整備手帳はいつも携行してください。

弊社代理店又はお買い求め販売店でない一般の整備工場で修理をお受けになり、あとで修理代金のご請求がありましてもお支払い致しかねますのでご承知おきください。
保証についての詳しいことは、代理店にお問い合わせください。

●保証書の変更手続きについて

—おところが変ったとき—

保証期間内におところを変られたときは、最寄りの弊社代理店を選びだしていただき、その代理店にこの整備手帳を提示して、代理店の記入と捺印を受けてください。

●リコールについて

一般の使用状態において、走行中に人に危害を及ぼす恐れのある不具合が、ある車種に相当数発生すると予測される場合には、この保証書とは別に、法律にもとづきスズキの判断と責任においてリコールを実施いたします。従って、スズキが万一リコールを実施した場合は、安全確保のためリコールの実施にご協力くださるようお願いいたします。

SUZUKI

鈴木自動車工業株式会社
〒432 静岡県浜松市外高塚300 TEL (0534)47 1111(大代表

★ヘルメットをかぶりましょう

★自賠責保険をお忘れなく

G.K 5 © 99011-00200